

第61回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成26年9月8日（月曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣 利一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石 堂 基
	7番	岡 本 義次	8番	金 谷 英志
	9番	山 本 幹雄	10番	岡 本 安夫
	11番	矢 内 作夫	12番	西 岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	石 黒 永剛
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (18名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	加 藤 逸 生
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	横 山 芳 己	商工観光課長	高 見 寛 治
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上 月 支 所 長	中 石 嘉 勝	南 光 支 所 長	小 野 功 記
	会 計 課 長	船 曳 覚	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (1名)	三日月支所長	塚 崎 康 則		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日 程 第1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 第2. 会期決定の件
- 日 程 第3. 行政報告について
- 日 程 第4. 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日 程 第5. 議案第56号 工事請負契約の変更について
- 日 程 第6. 議案第57号 佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日 程 第7. 議案第58号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日 程 第8. 議案第59号 佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日 程 第9. 議案第60号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第10. 議案第61号 平成26年度佐用町一般会計補正予算案（第2号）の提出について
- 日 程 第11. 議案第62号 平成26年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第1号）の提出について
- 日 程 第12. 議案第63号 平成26年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）の提出について
- 日 程 第13. 議案第64号 平成26年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第1号）の提出について
- 日 程 第14. 議案第65号 平成26年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）の提出について
- 日 程 第15. 議案第66号 平成26年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第1号）の提出について
- 日 程 第16. 議案第67号 平成26年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第1号）の提出について
- 日 程 第17. 認定第1号 平成25年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 第18. 認定第2号 平成25年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 第19. 認定第3号 平成25年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 第20. 認定第4号 平成25年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 第21. 認定第5号 平成25年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 第22. 認定第6号 平成25年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 第23. 認定第7号 平成25年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 第24. 認定第8号 平成25年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 第25. 認定第9号 平成25年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 第26. 認定第10号 平成25年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日 程 第27. 認定第 11 号 平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 第28. 認定第 12 号 平成 25 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 第29. 認定第 13 号 平成 25 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 第30. 認定第 14 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日 程 第31. 認定第 15 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
- 日 程 第32. 決算監査報告について
- 日 程 第33. 同意第 3 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日 程 第34. 同意第 4 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日 程 第35. 同意第 5 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日 程 第36. 同意第 6 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日 程 第37. 請願第 2 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件
- 日 程 第38. 請願第 3 号 消費税増税中止を求める請願
- 日 程 第39. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日 程 第40. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日 程 第41. 委員会付託について
- 追加日程第 1. 発議第 4 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書（案）

午前 09 時 30 分 開会

議長（石黒永剛君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。高温多雨であった 8 月も過ぎ、9 月に入り季節の移ろいを感じます。

本日、ここに第 61 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、早朝よりおそろいでご参集賜り、誠にありがとうございます。

さて、今期定例会には、報告案件が 1 件、条例に関する案件が 4 件、平成 25 年度各会計決算の認定が 15 件、平成 26 年度各会計補正予算案が 7 件、人事に関する案件 4 件、工事請負契約の変更 1 件、請願 2 件など、34 案件が付議されています。

何とぞ、議員各位には慎重なご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当な結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶といたします。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

9月定例議会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月に入っても、まだ、不安定な天気が続いておりますけれども、昨日あたりから、ようやく青空が広がって、秋らしくなってきました。

早いところでは、もう稲刈りも始まっておりますけれども、今年は、非常に天候不順ということで、日照不足、稲のできも非常に悪いのではないかとというふうに心配をしております。

また、広島での、あつした大きな土砂災害をはじめ、全国各地で、次々と災害が発生をして、たくさんの方が、また今年も亡くなられております。

県内でも、丹波市市島町のほうでの災害、これもかなり大きな災害になっております。私も2度お見舞いに行ったり、町といたしましても、水道課が給水の支援に行ったり、また、社協でボランティアを募集していただいて、参加をいただいた方には大変御苦勞をかけましたけれども、復旧にあたって支援に行かせていただいております。

改めて、亡くなられた方々のご冥福と、被災された方々へのお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、9月の本議会には、例年どおり25年度の各会計の決算認定、また、26年度の補正予算、条例の制定、工事の請負契約の変更と、それぞれたくさんのお客様を上程させていただいております。25年度の各会計決算認定につきましては、8月の4日から7日にかけて4日間連続で、監査委員の皆さんに大変お世話になり会計監査を実施させていただいております。後ほど報告をいただきますけれども、十分、それぞれ監査をしていただいておりますので、今議会におきまして、ご審議、審査をよろしくお願い申し上げます。

また、今月16日に、予定をいたしております工事請負契約の入札、上月保育園の改築工事、また、町道大願寺本位田線塩川橋の下部工の工事の入札の予定をしております。それぞれ、落札決定できれば、本会議18日に追加上程をさせていただく予定にしておりますので、その件も合わせて、十分にそれぞれご審議いただき、適切妥当な結論に導いていただけますように、よろしくお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶にさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第61回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、天文台公園長、代表監査委員であります。

なお、塚崎三日月支所長から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、報告しておきます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（石黒永剛君） 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により議長より指名いたします。

5番、竹内日出夫君。6番、石堂 基君。以上の両君にお願いいたします。

日程第2．会期決定の件

議長（石黒永剛君） 続いて日程第２、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。今期定例会の会期は、本日９月８日より９月３０日までの２３日とした
と思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日９月８日
から９月３０日までの２３日間と決定いたしました。

日程第３．行政報告

議長（石黒永剛君） 続いて日程第３に入ります。
これより行政報告に入ります。
町長から行政報告を受けます。ありますか。町長。

町長（庵逄典章君） 今回、予定はいたしておりません。

議長（石黒永剛君） ありがとうございます。
行政報告はないとのことで終わります。
なお、あらかじめ申し上げておきますが、議案書は、予定案件として前もって配付して
おり、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思
いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第４．報告第５号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第４、報告第５号であります。健全化判断比率及び資金
不足比率の報告について、町長より報告があります。
町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました報告第５号、健全化判断比
率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第
１項及び同法第２２条第１項の規定により、平成２５年度決算における健全化判断比率４
指標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をいたします。
報告の前に、佐用町の標準財政規模を申し上げます。標準財政規模は、地方自治体の一
般財源の標準的な規模を示す指標で、これら比率算出の際の分母となります。平成２５年
度の数値は 90 億 3,665 万 8,000 円、うち臨時財政対策債発行可能額が 5 億 4,963 万

9,000 円でございます。

それでは、健全化判断比率の 4 指標から報告をいたします。

初めに、実質赤字比率、これは法令で定められた一般会計等の実質赤字の比率でございます。佐用町の場合、一般会計等の範疇が一般会計、朝霧園特別会計、西はりま天文台公園特別会計及び歯科保健特別会計を合算した普通会計と一致をいたします。

普通会計の実質収支は 4,357 万 3,000 円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

二つ目の、連結実質赤字比率でございますが、先ほど報告申し上げました一般会計等を含めて、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

三つ目の実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示すもので、11.8 パーセント。これは、平成 23 年度から平成 25 年度、各単年度数値の単純平均でございます。ちなみに、単年度の実質公債費比率は、平成 23 年度が 14.7 パーセント、平成 24 年度が 10.8 パーセント、平成 25 年度が 10.0 パーセントとなっております。

四つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえたもので、34.9 パーセントとなっており、実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化基準未満でございます。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

議長（石黒永剛君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑がある方、ありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 将来負担比率についてお伺いしたいんですけども、24 年度が 61.0 で、今回が 34.9 ですから、大幅な改善ということになるんですけど、町長、先ほど、分母のほうは標準財政規模が 90 億 3,600 万円余り。それから、24 年度については、標準財政規模が 89 億 6,000 万円ぐらいでしたから、7,000 万円ぐらいの分母のほうは改善ということで、大きなこの改善の理由としては、退職、職員のことかな？その分子のほうの改善されたということが考えられるんですけど、その要因については、どういうふうになっているんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） この 26.1 パーセントの減の理由ですけども、大きな要因として何点か申し上げます。

一つは、公営企業債の残高の減。これが大きいと思います。例えば、上水で言いますと、4,600 万円。簡水で言いますと 2 億 8,700 万円。それから特環で 4 億 7,400 万円。生活排

水で1億7,200万円。合計しますと、9億7,900万円。これが24年度に比べて減となっております。

それから、地方債の現在高の減、これが4億4,531万1,000円、これが24年度に比べて減となっております。

それと、地方債発行、これ全体的に抑制をしておることと、繰上償還によって債務の圧縮をしているところでございます。これが影響額としまして、7億6,000万円。

それから、もう一つは、もう2点言いますと、この充当可能基金というのがございます。この中で大きなものを言いますと、過疎地域の自立振興基金、これが25年度に2億1,630万8,000円積み立てております。

それから、もう1点は、先ほど話に出ました退職手当負担金の見込額の減。これはご承知のとおり、これ西はりま消防組合の関係、これ職員減。そういったもので4億2,875万4,000円。

こういった理由によりまして、大幅な減となっております。以上でございます。

8番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（石黒永剛君） よろしいか。ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 今、口頭で説明していただいたものについて、従来、毎年9月に挙がってきよんですけども、総括的な総括表というか、説明資料として、今、口頭で言われた関係について、ちょっとメモはしましたけれど、出していただけませんか。

議長（石黒永剛君） 資料の請求です。総務課長。

〔総務課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） そしたら、何か資料出させていただきます。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、石堂君。

6番（石堂 基君） ちょっと金谷議員の質問にも関連をするんですが、昨年の決算、この報告の時にも質問させていただいたんですが、実質公債比率、具体的には、この過去3年間の平均値で当該年度の数字を示しているわけなんですけれども、本当に良化しているというんですか、改善が進められているんですけれども、具体的に、この特に繰上償還なんかを計画的に行って、ここの比率についての中長期的な目標値みたいなものを持って、

これやられているのか。

例えば、その5年以内に、ここを1桁代にするとか、当然のことながら新規事業なんかの関係で、借入なんかも予定外のものが出てくるかも分からんのですけれども、そういうふうな、具体的な計画性を持ってこの繰上償還なんかを進めているのかどうか。その点について、示してください。

議長（石黒永剛君） 答弁。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） これが低いほどいいということは、単純には言えるんですけれども、しかし、中身としてはいろんな事業にかかる起債、借金の償還、これには、一方、合併特例債にしても過疎債にしても、交付税算入が当然あるわけであります。

ですから、これまで繰上償還を実施してきているのは利率の高いものと、それから、そうした交付税算入の少ないもの、そういうところを繰上償還してきているわけなんですけれども、もう全て、佐用町の起債、ほとんどが交付税算入のない、一般的な単純な起債というものはありません。

そういう中で、だいたい10パーセント、この実質公債比率ですね、このあたりが、今後、財政運営していく上で、これかなり低い数字になってますから、これ以上、無理して、かえって財政上不利になるということも片方にはありますから、私は、このあたりから1パーセント、2パーセント上下することはあるかもしれませんが、こういう数字で、今後、継続できていけばいいのではないかというふうに思っております。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

日程第5．議案第56号 工事請負契約の変更について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第5、議案第56号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第56号、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町庁舎増築等の工事を行うため、平成25年12月19日に、兵庫県たつの市新宮町新宮1,041番地の2、株式会社進藤組代表取締役 進藤栄六氏と、消費税込みで、契約額8億8,549万2,000円で請負契約を締結し、現在、工事を進めております。

その中で、第2庁舎の外壁塗装の追加工事、会議室の事務室への変更工事、ソーラー外灯を2基、新たに新設する工事及び周辺付帯工事等を追加するために、3,883万6,800円を増額し、工事請負契約の金額を消費税込みで9億2,432万8,800円に変更をしようと

するものであります。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案の理由の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決いたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7番（岡本義次君） 今、町長の説明の中で、会議室の改造とかソーラー外灯の分ということでございますが、これらは当初挙がってなかった、途中、やっていきよって不都合が出てきたというような、会議室の改造なんかについても、そこらへんについては、どんなかったんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは第2庁舎、現在の第2庁舎の一応整備であります。

当初の計画の中でも、当然、第2庁舎をどう使うかということは考えて、今後ともそれぞれ各課に配置して、第2庁舎として利用していくんですけども、これについては、当初の設計の中では、そこまで全て外壁の塗装とか、また、各会議室、これも一旦、前に10年ぐらい前、合併時に一部床とか、そういうところは改造しているんですけども、実際、今後、長年使っていくためには、新たに天井。それから特に、照明器具等々ですね、これもLED等にかえていく必要があるだろうということで、この際、追加して工事をしていきたい、整備をしていきたいということでもあります。

また、外構についても、当初の基本設計はありますけれども、実際、外灯をですね、こういうのも現実、工事をしながらですね、新たに必要なところということで、追加をさせていただきたいということでもあります。

ただ、この工事の請負契約の変更につきましては、まだ、工事途中であり全ての工事がこれからまだまだ進んでいくわけで、その中で、最終的には、もう一度変更契約をしていかなきゃいけないだろうと、これ精算をしていかなきゃいけないということがあるわけですが、特に第2庁舎という一つの大きな工事に、単独工事のような形になりますので、これを今回、変更契約をさせていただきたいということでもあります。

以上です。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 今、町長のご回答では、当初の契約内容のところでは、これからどうするかという点で具体的には、契約の中にはなかったけれど、この際ということで、第2庁舎を整備するという説明だったと思います。ということは、契約変更ということで、いろいろ工事中に予想しなかった、土地なんかでしたら岩盤が出たとか、そういうケースはよくこれまでもあったんですけど、今回の庁舎の変更内容というのは、全くそれとは違うように伺いました。その点、ちょっと確認したいので、増額変更の内容について、別の工事、当初契約にない別の工事であるんですか。その点、お願いします。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。

町長（庵逄典章君） 当然、当初契約にないということで、新たに工事を追加をしていくということでありますから、今回、追加増額契約をお願いしたいということであります。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

〔金谷君 挙手〕

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

あっ、平岡さんは、続けて同じことになりますか。はい、どうぞ、平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 関連する工事ではあるけれども、当初の昨年契約を行った契約とは別工事ということですので、本来、従来から、私たちは、地元業者に仕事を確保するために、町の発注工事については、できるだけ地元が発注するようにと要望してきたので、今回のようなケースの場合は、そういったことが考えられなかったのかどうか、お尋ねします。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 工事を見ていただいたとおり、やはりこの事務所、事業、仕事をしながら、この中で、それぞれ順番に計画的に工事を行っております。

第2庁舎においても、当然、今、庁舎、仕事、それぞれ教育委員会、また、建設課、農林振興課が入っているわけです。

そういう中で、全く単独に、遠くにある施設じゃありませんから、いわゆる同じ敷地内でやっている工事であります。特に電気の引き込みとか、外構工事、こういうものは一体的なものとして、既に第2庁舎を含めてやっているわけです。ですから、これを別の業者に単独で、別に発注するというような形になりますと、当然、工事の進行、行程ですね、そういう調整等、非常にこれは難しいということは、分かっていると思います。

本当にスムーズに、何とか仕事に支障のないように、工事をしていく上でも、これは、

この役場庁舎の増築、また改築、この一体的な工事として進めていくということでご理解いただきたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、８番、金谷君。

８番（金谷英志君） 先ほどの町長の説明でも、単独工事みたいなものですから、今後、追加工事も最終的にはあるだろうということですが、単独工事ということになれば、先ほど、平岡さんが言われたように、この工事は別として、その一体的なものとはいえ、第２庁舎と、その増築工事とは離れてますから、線を引っ張るとかということでは、ちょっと、私違うと思います。

それから、もう一つ聞きたいのは、この全体の庁舎増築工事については有利な過疎債なんか借りてますから、その面で追加工事にしたほうが有利ということも考えられたんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 財源的にはそういうことで、この増築工事というのは一体的に契約することの中で、これは合併特例債を適用しておりますので、これは、そういう取り扱いは、非常に有利にできるということであります。

それから、第２庁舎単独と言いましても、先ほど言いましたように、同じ敷地内で、第２庁舎と新しく増築する所をつなぐ、当然、渡り廊下ですね、そういう物もこれから建設していくわけです。それらにあたって、一体的に、やっぱり工事をし、後、外壁の改修、塗装とか、そういうものも含めて、やっていきますから、これは別々にきちっと分けてできる工事ではないというふうにご理解いただきたいと思います。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案について討論を終結します。

これより、議案第５６号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第５６号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員であります。よって議案第５６号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 57 号 佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 6、議案第 57 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 57 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

国において、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」の実施が平成 27 年 4 月から予定されております。

この新制度では、児童福祉法の改正により、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、質が確保された保育を提供するものとして、利用定員 20 人以上の従来の認可保育所に加え、利用定員 5 人以下の家庭的保育事業、利用定員 6 人以上 19 人以下の小規模保育事業、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業所内保育事業がそれぞれ創設され、市町村長が認可することとされております。

認可にあたって、人員配置や面積などの基準については、平成 26 年 4 月 30 日付厚生労働省令第 61 号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を踏まえ、条例で定めなければならないとされており、新制度における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を町条例で定めるものであります。

ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 57 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 6 条の中で 6 項、前に総務課長が、佐用町暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者の支配を受けてはならないと、こういうふうなうたわれておるんですけど、ほかの市町村におきましても、私立の保育園並びに、そういう事例が、事実、こういうふうなことがあったんかどうかも含めて、何か、情報をつかんでいらっしゃいますか。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。答弁ありますか。答弁。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君）

森下課長。

健康福祉課長（森下 守君） 今、ご質問の内容につきましては、私の把握している限りでは、公立、私立、それぞれの幼稚園、保育園においては、存じておりません。

ただ、今回の条例につきましては、今、暴力団条例等が町条例でありますので、それに関連する項目、条文を、それぞれ条例に、今回、条例として付記させていただいたということでございます。ご理解をお願いします。

議長（石黒永剛君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただ今、議題としております議案第 57 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 57 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 7．議案第 58 号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（石黒永剛君）

続いて日程第 7、議案第 58 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）

それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 58 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

先ほどの、議案第 57 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の提案説明におきまして、ご説明申し上げましたとおり、子ども・子育て関連 3 法の施行に伴い、子ども・子育て支援新制度は、平成 27 年 4 月から実施が予定をされております。

この新制度では、市町村長の確認を受けた幼稚園及び保育園など特定教育・保育施設や家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・保育施設に支払うべき額を限度として、施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとされました。

これに伴い、確認にあたっての基準として、利用定員、運営基準、業務管理体制、情報公開について、平成 26 年 4 月 30 日付内閣府令第 39 号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を踏まえ、条例で定めなければならないこととされており、新たな給付制度の対象となる施設や事業の運営に関する基準を町条例で定めるもの

でございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 58 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただ今、議題としております議案第 58 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 58 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 8．議案第 59 号 佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 8、議案第 59 号、佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。教育長、勝山 剛君。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） ただ今、上程いただきました議案第 59 号、佐用町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の制定の背景としましては、前 2 議案と同様に、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人ひとりの子どもが健やかに成長することのできる社会の実現に寄与するため、子どもやその保護者への支援が総合的に提供されるよう、子ども・子育て関連 3 法が平成 24 年 8 月に公布されております。

その一つである関係法律の整備等に関する法律第 6 条「児童福祉法の一部改正」の施行に伴う改正後の児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定「市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。」に基づき制定するものでございます。

本提案条例の条項につきましては、平成 26 年厚生労働省令第 63 号の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の規定に従い、またはこれを参酌し規定しているところでございます。

また、附則第 3 項の一部改正は、同様の趣旨で、佐用町学童保育条例の一部を改正するものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく
お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、町長提案として、町長のほうで提案をさせていただくとい
うことになっておりますけれども、私にかわりまして教育長のほうが提案の説明をしたと
いことで、ご理解いただきたいと思います。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
これより質疑に入りますが、議案第 59 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりま
すので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
ただ今、議題としております議案第 59 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常
任委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって議案第 59 号、佐用町放課後児童健
全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、総務常任委員会
に付託することに決定しました。

日程第 9．議案第 60 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 9、議案第 60 号、佐用町営住宅条例の一部を改正す
る条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 60 号、佐用町営
住宅条例の一部を改正する条例について提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、法律の題名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律」から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中
国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正されるため、法律を引用
している関係条例の各所で整備を行う必要がございますので、引用している佐用町営住宅
条例の一部を改正するものでございます。

ご承認いただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案については、本日即決いたします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7 番（岡本義次君） 佐用町では、中国の方がいらっしゃらないと思うんですけど、もし、これ支援するという中身、具体的なものを、少し分かれば、説明していただきたいと思います。

議長（石黒永剛君） はい、答弁。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） この内容でございますが、そこにありますように、今までは、中国から帰られた方、帰国された方だったんですけども、今回は、その特定配偶者ということで、一緒に帰って来られた方への支援を行うということになっているようでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、岡本義次君。

7 番（岡本義次君） その支援するんですけど、その支援する中身的に、もう少し、事実的には、具体的なものが分かっておればということです。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 配偶者の方に、亡くなられた方の老齢基礎年金の 3 分の 2 を支給するということが規定されております。

町長（庵途典章君） 町営住宅に関して、条例上事項の内容があるのかということなんで、分からなかったら、それが、また、その場合にお答え、調査しますということで、分からなかったら、分からないで言わなきゃ。

議長（石黒永剛君） よろしいか。

7 番（岡本義次君） いやいや、その中身的にね、今言うた、

議長（石黒永剛君） 立ちって。

7 番（岡本義次君） 老齡何とかとおっしゃったけれど、ほかに、もう少し、そういう具体的なことがあるのであれば、もう少し教えてほしいということを申し上げたんであって、これが、こういうふうに変更されることによって、今までと、これが、こういうふうに変ったんですよということも含めてということ。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） すいません。

佐用町条例の中では、町営住宅に関することでは、内容は変わっておりません。引用された法律が変わるだけで、その名称を変更するものであります。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、議案第 60 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 60 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 60 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 10. 議案第 61 号 平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 11. 議案第 62 号 平成 26 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 12. 議案第 63 号 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 13. 議案第 64 号 平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 14. 議案第 65 号 平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 15. 議案第 66 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 16. 議案第 67 号 平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（石黒永剛君） 続いて、日程第 10 に入ります。

日程第 10 ないし日程第 16 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 61 号、平成 26 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出についてから、日程第 16、議案第 67 号、平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 61 号から議案第 67 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 61 号、佐用町一般会計補正予算（第 2 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 2,289 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131 億 5,144 万円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりましてご説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

地方特例交付金 15 万 4,000 円の増額は、交付額が決定したことに伴うものでございます。

地方交付税につきましても、この度、普通交付税の交付額が決定をいたしましたので 1 億 427 万 8,000 円を増額し、普通交付税の総額を 57 億 3,859 万 4,000 円といたしております。

使用料及び手数料につきましては 1,000 円の増額で、総務使用料でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 1,284 万 6,000 円の増額で、がんばる地域交付金、保育緊急確保事業補助金の追加計上が主な内容でございます。

県支出金につきましては、2,409 万 7,000 円を増額いたします。うち、県負担金におきましては、16 万 8,000 円の減額で、県移譲事務交付金の確定によるものでございます。県補助金におきましては、2,348 万 2,000 円の増額で、ふるさとづくり推進費補助金の追加や事業量の増加に伴う機構集積協力金交付事業補助金の増額などが主なものでございます。県委託金におきましては、78 万 3,000 円の増額で、県営地籍調査事業委託金などでございます。

財産収入につきましては、財産売払収入 518 万 7,000 円の増額で、河川改修事業に伴う老人いこいの家、旧中安小学校の町有地の土地売払い代金などでございます。

寄附金につきましては、31 万 5,000 円の増額で、農林水産施設災害復旧費寄附金でございます。

繰入金につきましては、8,841 万 4,000 円の減額でございます。うち特別会計繰入金におきましては、500 万円の増額でメガソーラー事業収入特別会計繰入金でございます。基金繰入金におきましては、9,341 万 4,000 円の減額で、財政調整基金繰入金などでございます。

繰越金につきましては、2,115 万 7,000 円の増額。平成 25 年度繰越金でございます。

諸収入につきましては、雑入 2,827 万 1,000 円の増額で、福祉医療費の平成 25 年度精

算による追加交付金、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金が主なものでございます。

町債につきましては、1,500 万円の増額でございます。道路新設改良事業、義務教育施設整備事業及び歴史的環境保存施設整備事業にかかる合併特例事業債を増額いたしております。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。予算書 2 ページをご覧ください。

各款における人件費関係につきましては、人事異動等に伴う調整額を計上いたしております。以下、人件費につきましては同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

なお、特別会計につきましても、人件費等は同様でございます。

まず、議会費 29 万 5,000 円の増額は、人件費でございます。

総務費につきましては、135 万 2,000 円の増額でございます。うち総務管理費におきましては、586 万 9,000 円の増額で、人件費のほか、光ケーブル加入端末装置の購入などによる増額でございます。徴税費及び戸籍住民登録費におきましては、それぞれ 468 万円の増額、また、436 万 6,000 円の減額で、いずれも人件費でございます。選挙費におきましては、464 万 3,000 円の減額で、町議会議員選挙費の確定によるものでございます。統計調査費 18 万 8,000 円の減額は、人件費と事業実績見込みによる調整でございます。

民生費につきましては、1,200 万 4,000 円の増額でございます。うち社会福祉費におきましては、1,750 万円を増額、人件費のほか、さよさよサービスの江川線の車両更新費、特別会計への繰出金の増額が主な内容でございます。児童福祉費におきましては、319 万 7,000 円の減額で、人件費の減額が主なものでございます。国民年金事務取扱費 229 万 9,000 円の減額は、人件費でございます。

衛生費につきましては、1,468 万 2,000 円の増額であります。うち保健衛生費におきましては、1,356 万 5,000 円の増額で、人件費のほか、電気自動車急速充電器整備事業の追加計上が主な内容でございます。清掃費におきましては、111 万 7,000 円の増額で、人件費のほか、佐用クリーンセンターの修繕料の増額でございます。

農林水産業費は、3,286 万 9,000 円の増額でございます。うち農業費におきましては、2,092 万 5,000 円の増額で、人件費のほか、地域集積協力金、多面的機能支払事業負担金の増額が主なものでございます。林業費におきましては、1,194 万 4,000 円の増額で、人件費のほか、森林保全間伐促進事業費、高性能林業機械整備事業補助金の追加計上が主な内容でございます。森林保全間伐促進事業費には、メガソーラー事業収入特別会計からの繰入金を活用したいと考えております。

商工費につきましては、1,244 万 3,000 円の増額で、人件費のほか、ひまわり祭り会場整備事業費などを追加計上いたしております。同事業には、がんばる地域交付金を充当したいと考えております。

土木費につきましては、1,144 万 4,000 円の増額でございます。うち土木管理費 139 万 9,000 円の減額は、人件費でございます。道路橋梁費におきましては、693 万 2,000 円の増額で、人件費のほか、橋梁工事県委託料などの増額でございます。河川費 11 万 3,000 円の増額は、河川公園の地元管理委託料の追加計上でございます。下水道費 52 万 1,000 円の増額は、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。住宅費 527 万 7,000 円の増額は、人件費でございます。

消防費につきましては、81 万 4,000 円の増額で、人件費のほか、消防団の装備充実を図るための備品購入費などでございます。

教育費につきましては、1,321 万 9,000 円の増額でございます。うち教育総務費及び小学校費におきましては、それぞれ 53 万 6,000 円の減額、2 万円の増額で、いずれも人件

費でございます。中学校費におきましては、402 万 1,000 円の増額で、人件費のほか、佐用中学校の施設整備事業費の増額でございます。社会教育費におきましては、688 万 9,000 円の増額で、人件費のほか、瓜生原邸を活用した地域活性化事業に供する備品購入費が主なものでございます。保健体育費におきましては、282 万 5,000 円の増額で、人件費のほか、三方里山公園の水道施設中継ポンプ更新費用の追加でございます。

災害復旧費につきましては、1,540 万円の増額でございます。うち農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費におきましては、それぞれ 650 万円、890 万円の追加計上でございます。8 月 10 日の台風 11 号など豪雨災害対策を図るものでございます。

諸支出金 837 万円の増額は、基金費の災害復興基金積立金でございます。

次に、地方債の変更につきまして、第 2 表、地方債補正によりまして説明をいたします。3 ページをご覧ください。

地方債の変更は、道路新設改良事業、義務教育施設整備事業及び歴史的環境保存施設整備事業につきまして、事業量の増加などによりまして、起債の限度額をそれぞれ 3 億 6,490 万円、6,230 万円、2,020 万円に改めるものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、特別会計につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第 62 号、平成 26 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算（第 1 号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,316 万円とするものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳出予算補正によりまして説明をいたします。

予備費から諸支出金に 500 万円を組みかえ、森林整備にかかる事業費として一般会計繰出金を増額するものであります。

以上が、佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算の提案説明であります。

次に、議案第 63 号、平成 26 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,018 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 8,758 万 9,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

まず、歳入から説明をいたします。1 ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、64 万 5,000 円の増額であります。内容は、国庫補助金のうち、地域支援事業交付金 7 万 8,000 円、介護保険システム改修費補助金 56 万 7,000 円の追加計上でございます。

支払基金交付金につきましては、270 万 1,000 円の増額であります。内容は、介護給付費交付金 245 万 9,000 円、地域支援事業支援交付金 24 万 2,000 円の追加計上であります。

県支出金につきましては、3 万 9,000 円の増額であります。内容は、県補助金のうち、地域支援事業交付金 3 万 9,000 円の追加計上であります。

繰入金につきましては、657 万 6,000 円の増額でございます。うち一般会計繰入金におきましては、361 万 4,000 円を追加計上いたしております。主なものは、職員給与費繰入金の増額でございます。また、基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金から 296 万 2,000 円を追加計上いたしております。

繰越金につきましては、平成 25 年度からの繰越金 22 万 4,000 円を追加計上いたしております。

次に歳出であります。

総務費につきましては、414 万 2,000 円の増額であります。うち、総務管理費におきましては、人件費と電算システム設定委託料の増額であります。また、地域支援事業費におきましては、サーバー等移転業務委託料 30 万 3,000 円を追加計上いたしております。地域支援事業費の 31 万 2,000 円の増額は、一次予防事業費の追加計上でございます。

諸支出金の 573 万 1,000 円の増額は、平成 25 年度国及び県の負担金及び交付金の精算による返還金であります。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 64 号、佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 281 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,932 万 6,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

まず、歳入から、繰入金につきましては、281 万 6,000 円の増額でございます。主なものといたしましては、給与費繰入金の増額でございます。

次に、歳出でございますが、民生費の 281 万 6,000 円の増額は、人件費及び修繕料を追加計上いたしております。

以上で、朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 65 号、平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 109 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 6,351 万 6,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、まず、歳入から説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

財産収入につきましては、財産売却収入 20 万 3,000 円の追加で、国道 373 号、中上月踏切付近の歩道設置工事の道路用地として売却したものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 52 万 1,000 円の増額でございます。

繰越金につきましては、36 万 8,000 円の増額で、平成 25 年度決算による前年度繰越金の追加でございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費として、109 万 2,000 円を増額いたします。その内訳といたしましては、管理費、事業費それぞれ、4 月の人事異動に伴う人件費の増額が主なものでございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 66 号、佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 390 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 865 万 3,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、まず、まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。繰入金は 107 万 3,000 円、繰越金は 111 万 3,000 円、諸収入は 171 万 8,000 円の増額でございます。繰入金と諸収入につきましては、人事異動に伴う人件費の増額によるものであります。

次に歳出でございますが、教育費におきましては、334 万 8,000 円の増額であります。内容につきましては、人事異動に伴う人件費が 262 万 6,000 円の増額、グループ用ロッジの修繕料 55 万 7,000 円、天文台の測量調査設計委託料 43 万 2,000 円の増額が主なものでございます。

諸支出金につきましては、繰越金の確定に伴いまして、積立金 55 万 6,000 円を増額計上したものでございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 67 号、佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、収入・支出予算の総額に、収入・支出それぞれ 6 万 3,000 円を追加し、収入・支出の総額を 1 億 464 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、収入から説明を申し上げます。

業務勘定の共済事業収益につきましては、6 万 3,000 円の増額でございます。うち営業収益につきましては、6 万円の増額で、受取損害防止事業負担金の増額が主なものでございます。

特別利益におきましては、3,000 円の増額で、農作物・畑作物賦課金過年度精算金の増額によるものでございます。

次に、支出でございますが、業務勘定の共済事業費用につきましては、6 万 3,000 円の増額であります。うち営業費用におきましては、5 万 3,000 円の増額で、損害防止費の増額が主なものでございます。

特別損失におきましては、1 万円の増額で、農作物・畑作物賦課金過年度精算金の増額によるものであります。

以上、農業共済事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

以上で議案第 61 号から議案第 67 号までの補正予算について、ご説明を申し上げます。十分ご審議いただき、ご承認賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。

提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております、議案第 61 号ないし議案第 67 号につきましては、9 月 18 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） 異議なしと認めます。よってそのように決めます。

ここでしばらく休憩をします。再開は午前 10 時 55 分とします。

午前 10 時 36 分 休憩

午前 10 時 55 分 再開

議長（石黒永剛君） それでは、休憩を解き会議を続行します。

日程第 17. 認定第 1 号 平成 25 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18. 認定第 2 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19. 認定第 3 号 平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 20. 認定第 4 号 平成 25 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 21. 認定第 5 号 平成 25 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 22. 認定第 6 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 23. 認定第 7 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 24. 認定第 8 号 平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 25. 認定第 9 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 26. 認定第 10 号 平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 27. 認定第 11 号 平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 28. 認定第 12 号 平成 25 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 29. 認定第 13 号 平成 25 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 30. 認定第 14 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 31. 認定第 15 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 17 に入りますが、日程第 17 ないし日程第 31 については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 17、認定第 1 号、平成 25 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 31、認定第 15 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました認定第 1 号から認定第 15 号までの平成 25 年度佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

かなりの時間になりますので、少しご容赦いただきたいと思います。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出し、議会の認定を賜りたく存じますので十分ご審議いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、認定第 1 号、平成 25 年度佐用町一般会計決算からご説明申し上げます。

金額につきまして一般会計は、千円単位で申し上げます。

まず、決算書 74 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

一般会計の歳入総額は 138 億 7,460 万円、歳出総額が 137 億 8,159 万円、歳入歳出差引額 9,301 万円で、翌年度に繰り越すべき財源が 5,055 万 1,000 円でございますので、実質収支額は 4,245 万 9,000 円でございます。実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額を 2,130 万円といたしております。

次に、決算書 1 ページ、一般会計歳入決算書をご覧ください。

歳入につきましては、収入済額の収入総額に占める割合を報告いたします。

町税は 22 億 2,241 万 2,000 円で、歳入に占める割合は 16.02 パーセント。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国・県からルールに基づきまして交付をされます地方譲与税 1 億 3,775 万 6,000 円で 0.99 パーセント、利子割交付金は 481 万円、配当割交付金は 930 万 9,000 円、株式譲渡所得割交付金は 1,482 万 9,000 円、地方消費税交付金は 1 億 7,259 万 5,000 円で 1.24 パーセント、ゴルフ場利用税交付金は 4,649 万 6,000 円、自動車取得税交付金は 5,346 万 8,000 円でございます。

地方特例交付金は 572 万 2,000 円、地方交付税は 64 億 8,981 万 3,000 円で歳入に占める割合は 46.77 パーセント、そのうち特別交付税が 6 億 7,265 万 5,000 円、交通安全対策特別交付金は 438 万 9,000 円となっております。

分担金及び負担金は 1 億 4,729 万 4,000 円で 1.06 パーセント。その主なものは、児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金などでございます。

使用料及び手数料は 2 億 6,559 万 4,000 円で 1.91 パーセント、その主なものは、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料などでございます。

国庫支出金は 6 億 4,487 万円で 4.65 パーセント、その主なものといたしまして、児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、投資的経費の財源として、地域の元気臨時交付金、市町村合併推進体制整備費補助金、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金などを受け入れております。

県支出金は 7 億 7,103 万 6,000 円で 5.56 パーセント、その主なものといたしましては、児童手当負担金、医療保険事業に係る保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金、福祉医療関係補助金などのほか、投資的経費の財源といたしまして、地域介護拠点施設整備事業費補助金、ため池等整備事業助成費、県単独補助治山事業補助金などでございます。

財産収入は 1 億 1,116 万円で 0.80 パーセント、その主なものといたしまして、土地等の賃貸料、各種基金の預金利子、土地等の売払い代金などでございます。

寄附金は 563 万 5,000 円、一般寄附金、ふるさと応援寄附金が主なものでございます。

繰入金は 7 億 7,866 万 4,000 円で 5.61 パーセント、中身は特別会計繰入金と基金繰入金で、うち財政調整基金につきましては 2 億 5,489 万 7,000 円、合併振興基金につきましては 4 億円を繰り入れております。

繰越金は 6,663 万 2,000 円、うち繰越明許費に係るものは 4,610 万 1,000 円でございます。

諸収入は 2 億 3,331 万 7,000 円で 1.68 パーセント、その主なものは、県市町村振興協会市町交付金、物件移転等の補償費などでございます。

町債は 16 億 8,880 万円で 12.17 パーセント、その内訳は、合併特例事業債 9 億 1,740 万円、過疎対策事業債 2 億 8,080 万円、緊急防災・減災事業債 3 億 2,000 万円、辺地対策事業債 1 億 1,240 万円、その他 5,820 万円となっております。

次に、歳出であります。同じく 7 ページ、一般会計歳出決算書をご覧ください。

歳入と同様、款別の支出済額と歳出総額に占める割合を報告いたします。

議会費は 1 億 3,188 万 9,000 円、歳出総額に占める割合は 0.96 パーセントでございます。

総務費は 19 億 8,205 万 9,000 円で 14.38 パーセントでございます。総務管理費におきまして、庁舎整備事業、上月太陽光発電事業、メガソーラー有限責任事業組合への貸付金、コミュニティバス等の運行、合併以降取り組みを推進しております協働のまちづくり事業、佐用チャンネルなど情報通信施設管理事業などを実施いたしております。徴税费におきま

しては、不動産鑑定評価委託料が主なものでございます。選挙費におきましては、町長選挙、県知事選挙及び参議院の選挙を執行いたしております。

民生費は 28 億 3,088 万 9,000 円で 20.54 パーセントでございます。主な事業といたしまして、社会福祉費におきましては、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金、外出支援サービス事業、敬老事業、高年クラブ助成事業、老人医療費助成事業、老人保護措置事業、長寿祝金支給事業、障害者支援事業、ほっとちゃんの改修事業などがございます。児童福祉費におきましては、利神保育園開園に向けて施設整備事業を実施したほか、児童手当支給事業、学童保育事業、乳幼児等・母子家庭等医療費助成事業及び保育園、子育て支援センター管理・運営事業などが主なものでございます。災害救助費におきましては、住宅災害復興融資利子補給金などが主なものでございます。

衛生費は 10 億 9,664 万 3,000 円で 7.96 パーセントでございます。主な事業といたしまして、保健衛生費におきましては、簡易水道事業特別会計等への繰出金、各種検診などを行う保健事業、予防接種事業、妊婦健康診査補助などを行う母子保健事業でございます。清掃費におきましては、クリーンセンター、衛生公苑、コミュニティプラントの施設管理事業が主なものでございます。

農林水産業費は 8 億 4,004 万 1,000 円で 6.10 パーセントでございます。主な事業といたしまして、農業費におきまして、農作物特産定着化対策事業、野生動物防護柵設置事業補助、農業の担い手確保対策事業など、農業振興支援策を講じますとともに、ため池整備事業、基盤整備促進事業など、農業生産基盤整備事業を実施いたしております。林業費におきましては、シカ緊急捕獲拡大事業をはじめ有害鳥獣駆除活動補助事業、森林資源活用調査事業、町単独間伐事業、緊急防災林整備事業、荒廃溪流整備事業などを実施いたしております。

商工費は 1 億 7,360 万 5,000 円で 1.26 パーセントでございます。主な事業といたしまして、消費者行政活性化事業、町商工会助成金、観光関係では、地域の元気臨時交付金を充当し、笹ヶ丘公園の駐車場整備事業を実施したほか、町観光協会補助金、西はりま天文台公園特別会計及び笹ヶ丘荘特別会計への繰出金などを計上いたしております。

土木費は 15 億 7,993 万 3,000 円で 11.46 パーセントでございます。主な事業といたしましては、土木管理費におきまして、急傾斜地崩壊対策事業を実施。道路橋梁費におきましては、従前からの道路・橋梁の新設改良事業のほか、道路ストック総点検事業、橋梁長寿命化事業を。河川費におきましては、河川改修に伴う橋梁の架けかえ事業を実施いたしております。都市計画費、下水道費におきましては、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。住宅費におきましては、町営住宅長寿命化計画の策定や通常町営住宅の管理・運営経費を計上いたしております。

消防費は 9 億 8,233 万 1,000 円で 7.13 パーセントでございます。西はりま消防組合への負担金、消防団の運営経費、防災行政無線デジタル化事業が主なものでございます。

教育費は 12 億 638 万 5,000 円で 8.75 パーセントでございます。教育総務費におきまして、適応指導教室の運営、私立幼稚園振興助成事業、国際理解教育推進事業、特別支援教育推進事業につきましては、継続的に実施しているところでございます。小学校費及び中学校費におきましては、通常の学校管理・教育振興・通学対策事業のほか、学校規模適正化に伴い小・中学校のスクールバスの購入、佐用小学校の多目的室やスクールバス車庫の整備を実施いたしております。社会教育費におきましては、人権啓発事業、放課後子ども教室推進事業、高年大学や青少年育成センターの運営、図書館等社会教育施設の管理・運営事業などを継続実施いたしております。保健体育費におきましては、上月体育館の駐車場の整備や地域の元気臨時交付金を充当したトップライト改修事業のほか、スポーツ振

興策としての体育協会補助、マラソン大会運営助成、スポーツ公園・体育館などの社会体育施設や学校給食センターの管理運営が主なものでございます。

災害復旧費は 4,467 万 6,000 円で 0.32 パーセントでございます。現年度の農林水産施設及び公共土木設災害復旧事業でございます。

公債費は 23 億 6,092 万 1,000 円、17.13 パーセントであります。

諸支出金は 5 億 5,221 万 9,000 円で 4.01 パーセント、公営企業費及び基金費でございます。

以上で、一般会計の説明とさせていただきます。

次に特別会計のご説明を申し上げます。

認定第 2 号、平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

歳入総額 22 億 5,830 万 1,898 円、歳出総額 22 億 5,507 万 9,444 円、差引き額 322 万 2,454 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 75 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

91 ページ、財産に関する調書の、国保準備基金は、前年度末現在高 4,454 万 5,813 円、決算年度中増減高は 7 万 8,382 円の増額で、平成 25 年度末現在高は 4,462 万 4,195 円でございます。

次に、決算書 13 ページをご覧ください。まず歳入より説明を申し上げます。

国民健康保険税は 3 億 6,751 万 2,615 円でございます。

使用料及び手数料は、督促手数料として 15 万 3,196 円であります。

国庫支出金は 4 億 5,272 万 5,774 円。内訳は、療養給付費分・高額医療費共同事業費分・特定健診等の費用に係る、定率の国庫負担金が 3 億 4,663 万 8,774 円、財政調整交付金、高齢者医療制度円滑運営費補助金等の国庫補助金が 1 億 608 万 7,000 円でございます。

療養給付費等交付金は 2 億 2,395 万 2,437 円で、退職被保険者に係る交付金でございます。

前期高齢者交付金は 6 億 4,874 万 7,298 円で、65 歳以上 74 歳未満の前期高齢者の医療費にかかる交付金であります。

県支出金は、1 億 1,799 万 9,949 円で、内訳は、高額医療費共同事業費分・特定健診等の費用に係る、定率の県負担金が 1,280 万 5,949 円、国民健康保険事業費・県財政調整交付金等の県補助金が 1 億 519 万 4,000 円でございます。

共同事業交付金は、2 億 5,806 万 1,878 円でございます。

財産収入は 7 万 8,382 円で、基金の預金利子であります。

繰入金は 1 億 8,181 万 9,946 円で、他会計からの繰入金でございます。

繰越金は 390 万 7,559 円であります。

諸収入は 334 万 2,864 円、内訳は、延滞金、加算金及び過料が 225 万 6,332 円、受託事業収入が 37 万 8,981 円、雑入が 70 万 7,551 円でございます。

続いて、決算書 17 ページ、歳出について、歳入同様、款別の支出済額をご説明いたします。

総務費 3,227 万 66 円で、内訳は、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費が 3,036 万 5,724 円、賦課徴収事務に係る徴税費が 168 万 3,802 円、運営協議会費が 22 万 540 円でございます。

保険給付費は 15 億 7,908 万 2,289 円で、内訳は、療養諸費が 13 億 9,076 万 5,854 円、高額療養費が 1 億 8,135 万 3,280 円、出産育児諸費が 546 万 2,730 円、葬祭諸費が 150

万円、結核医療付加金が 425 円でございます。

後期高齢者支援金等は 2 億 4,921 万 212 円、前期高齢者納付金等は 24 万 7,016 円、老人保健拠出金は 1 万 2,411 円、介護納付金は 1 億 197 万 4,178 円、共同事業拠出金は 2 億 5,266 万 4,901 円でございます。

保健事業費は 712 万 1,135 円で、内訳は、特定健康診査等事業費が 614 万 6,316 円、保健事業費が 97 万 4,819 円でございます。

基金積立金は 7 万 8,382 円で、国保準備基金の預金利子の積み増し分であります。

諸支出金は 3,241 万 8,854 円で、償還金及び還付加算金で、前年度の補助金・交付金等の実績精算に伴う、返還金が主なものとなっております。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 3 号、平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明をいたします。

決算額は、歳入総額 2 億 7,577 万 3,009 円、歳出総額 2 億 7,206 万 4,520 円、差引き額 370 万 8,489 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 76 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 21 ページをご覧ください。まず歳入よりご説明をいたします。

後期高齢者医療保険料は、1 億 7,976 万 4,239 円、使用料及び手数料は、督促手数料として 1 万 4,600 円でございます。

県広域連合支出金は 175 万 6,373 円で、後期高齢者の健康診査事業に係る、兵庫県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。

繰入金は 8,945 万 3,311 円で、他会計繰入金として、主なものは、保険基盤安定・広域連合分賦金・職員給与等の繰入金でございます。

繰越金は 458 万 2,155 円であります。

諸収入は 20 万 2,331 円で、償還金及び還付加算金として、兵庫県後期高齢者広域連合からの、保険料還付金として受け入れております。

続いて、決算書 23 ページ、歳出について、歳入同様、款別の支出済額を申し上げます。

総務費は 966 万 207 円で、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費でございます。

保健事業費は 131 万 3,064 円で、後期高齢者の健診等にかかる事業費でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 6,082 万 918 円で、徴収した保険料及び、保険基盤安定負担金などでございます。

諸支出金は 27 万 331 円で、償還金及び還付加算金で、保険料の還付金、前年度補助金の実績精算に基づく返還金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 4 号、平成 25 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定につきましては、歳入総額 21 億 473 万 9,474 円、歳出総額 21 億 451 万 3,927 円、差引き額 22 万 5,547 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 77 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 25 ページをご覧ください。まず歳入より説明を申し上げます。

保険料は、3 億 7,160 万 8,094 円でございます。

使用料及び手数料は、3 万 8,600 円で、督促手数料であります。

国庫支出金は、5 億 2,665 万 3,676 円で、そのうち国庫負担金は、3 億 4,772 万 1,426

円で、介護給付費負担金でございます。国庫補助金は、1億 7,893 万 2,250 円で、主なものといたしましては、調整交付金 1 億 6,600 万円、及び地域支援事業交付金などがございます。

支払基金交付金は、5億 6,462 万 9,000 円で、主なものは、介護給付費交付金 5 億 6,379 万円、及び地域支援事業支援交付金でございます。

県支出金は、2億 9,857 万円で、そのうち県負担金は、2億 9,246 万 7,000 円で、介護給付費負担金であります。県補助金は、610 万 3,000 円で地域支援事業交付金であります。

財産収入は、3万 5,521 円で、介護保険給付費準備基金の預金利子であります。

繰入金は、3億 2,164 万 1,944 円で、一般会計繰入金であります。

繰越金は、116 万 1,706 円で、平成 24 年度からの繰越金であります。

諸収入は、2,040 万 933 円で、ハイムゾンネなど介護給付費の返還金 1,688 万 8,983 円、及び食の自立支援事業実費負担金でございます。

次に、歳出であります。総務費は、8,786 万 6,071 円で、そのうち総務管理費は、7,707 万 4,626 円で、主なものは、人件費のほか保守点検委託料などあります。介護認定審査会費は、999 万 7,645 円で、主なものは、主治医意見書等手数料 624 万 4,350 円、介護認定審査会委員報酬 271 万 2,500 円などあります。また、運営委員会費は、3 万 7,800 円で、地域支援事業費は、75 万 6,000 円でございます。

保険給付費は、19 億 6,947 万 8,117 円で、そのうち介護サービス等諸費は 17 億 4,644 万 3,297 円で、主なものは、在宅介護サービス給付費負担金 5 億 1,121 万 1,835 円、地域密着型介護サービス給付費負担金 2 億 8,500 万 2,532 円、施設介護サービス給付費負担金 8 億 5,719 万 9,334 円などあります。支援サービス等諸費は 8,684 万 4,494 円で、主なものは、介護予防サービス給付費 6,853 万 5,763 円でございます。また、その他諸費は 125 万 5,275 円、高額介護サービス等費は 3,150 万 3,067 円、特定入所者介護サービス等費は 9,830 万 300 円、高額医療合算介護サービス等費は 513 万 1,684 円でございます。

地域支援事業費は、1,849 万 7,592 円で、そのうち介護予防事業費は 342 万 6,756 円、包括的支援事業費は 177 万 5,366 円あります。また、任意事業費は 1,329 万 5,470 円で、主なものは、家族介護支援事業委託料 871 万 7,865 円、生きがいと健康づくり事業委託料 394 万 3,589 円などございます。

基金積立金 36 万 4,521 円は、介護給付費準備基金積立金であります。

諸支出金は、償還金及び還付加算金 830 万 7,626 円で、第 1 号被保険者保険料還付金 59 万 2,901 円、償還金 771 万 4,725 円でございます。

公債費 2,000 万円は、財政安定化基金貸付金償還元金でございます。

続きまして、サービス事業勘定についての説明を申し上げます。

決算書 33 ページ、まず歳入より説明をいたします。

歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,001 万 5,760 円となっております。

歳入について、サービス収入 1,001 万 5,760 円は、居宅支援サービス計画費収入でございます。

次に歳出におきまして、サービス事業費 683 万 2,320 円は、介護予防支援委託料でございます。

諸支出金 318 万 3,440 円は、一般会計への繰出金でございます。

以上、介護保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 5 号、平成 25 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

会計の決算額は、歳入総額、歳出総額とも 1 億 2,030 万 922 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 79 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 37 ページ、まず歳入より説明を申し上げます。

事業収入は、1 億 1,671 万 9,146 円で、これは施設の入所者にかかる生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体から負担されたものでございます。

繰入金は、316 万 5,273 円で、事業収入の不足分を補填する一般会計からの繰入金でございます。

諸収入は、41 万 6,503 円で、そのうち受託事業収入は 24 万 7,650 円、雑入は 16 万 8,853 円であります。

続いて歳出であります。民生費は、1 億 2,030 万 922 円で、主なものは、施設職員の人件費及び施設管理費、入所者の食事材料費などの執行額であります。

以上で、朝霧園特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 6 号、平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 6 億 8,775 万 7,323 円、歳出総額 6 億 7,234 万 6,934 円、差引金額 1,541 万 389 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 80 ページ、実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

次に、決算書 41 ページをご覧ください。まず歳入より説明を申し上げます。

分担金及び負担金は 920 万円で、内容は、新規加入 30 件、給水工事費負担金 1 件でございます。

使用料及び手数料は、3 億 6,163 万 9,304 円で、現年使用料の収納率 99 パーセント、水道使用料及び検査手数料 85 件等でございます。

財産収入は、基金預金利子、土地建物貸付収入で 39 万 94 円。

繰入金として、建設改良費等に充当するため、一般会計より 1 億 8,511 万 3,000 円を繰り入れております。

繰越金は、2,802 万 6,497 円でございます。

諸収入は、河川改修工事に伴う水道管移設補償金等で 8,908 万 8,428 円、町債では、簡易水道事業債 1,430 万円でございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費の管理費は、1 億 8,735 万 8,596 円で、一般管理費につきましては、人件費及び関係団体への負担金、消費税等で 3,878 万 2,424 円、基金費につきましては、財政調整基金積立金 24 万 94 円、現場管理費につきましては、簡易水道施設の維持管理経費で、光熱水費、修繕料、塩素等の医薬材料費、施設管理委託料、沈殿池清掃工事、取水ポンプ更新等の工事請負金、水道資材購入費等で 1 億 4,833 万 6,078 円でございます。建設改良費は、1 億 1,924 万 255 円で、主な内容は、委託料で、徳久バイパス工事に伴う水道管移設詳細設計、佐用・真盛水源の井戸補償に伴う詳細設計、認可変更申請業務等。工事請負費では、徳久バイパス管渠設置工事、傾斜管設置工事、多賀橋管渠移設補償工事等でございます。

公債費は、起債償還元金及び利子で 3 億 6,574 万 8,083 円でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 7 号、平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 8 億 4,348 万 2,022 円、歳出総額 8 億 4,311 万 2,339 円、差引金額 36 万 9,683 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 81 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 45 ページ、まず歳入より説明を申し上げます。

分担金及び負担金では、事業加入負担金 26 件分 585 万円、使用料及び手数料は、現年の下水道使用料で、収納率 98.7 パーセント、排水工事指定店登録手数料等で、2 億 199 万 2,081 円でございます。

国庫支出金は、公共下水道事業補助金 410 万円。繰入金は、一般会計からの繰入金で、5 億 8,867 万 9,000 円。繰越金は、266 万 2,141 円でございます。

諸収入は、河川改修に伴う管渠移設補償費等で、4,019 万 8,800 円でございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費のうち、管理費は、1 億 7,320 万 786 円で、内訳は、人件費、関係機関、諸団体への会費及び負担金、消費税の一般管理費と、各施設の光熱水費、医薬材料費、管理委託費、修繕を含む維持管理経費とマンホール及び道路補修等の現場管理費でございます。事業費は、人件費、建設改良に要する下水道管布設がえに伴う設計業務委託費、徳久バイパス管移設工事、佐用大橋管移設工事等で 7,847 万 7,922 円でございます。

公債費は、5 億 9,143 万 3,631 円で、下水道債の償還元金及び利子でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 8 号、平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 4 億 1,705 万 2,821 円、歳出総額 4 億 1,619 万 8,813 円、差引き額 85 万 4,008 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 82 ページ、実施収支に関する調書をご覧くださいと思います。

次に、決算書 49 ページをご覧ください。まず歳入についてでございますが、分担金及び負担金は、22 万 5,000 円、1 件の新規加入負担金でございます。

使用料及び手数料は、1 億 1,752 万 9,520 円で、浄化槽の使用料と、町内 10 カ所の農業集落排水施設の使用料で、現年の収納率はそれぞれ 98.7%パーセント、99.1 パーセントでございます。

一般会計からの繰入金は、2 億 9,557 万 3,000 円、繰越金は、299 万 7,701 円、諸収入、72 万 7,600 円は、浄化槽事務取扱手数料でございます。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費の浄化槽管理費は、1 億 1,877 万 4,046 円で、ブローア―修繕、浄化槽の保守管理委託料、法定水質検査委託料、消費税納付金等が主なものでございます。農業集落排水施設管理費は、6,645 万 1,346 円で、人件費及び関係機関への負担金等の一般管理費と、10 カ所の浄化センターの光熱水費、医薬材料費、管理委託料、マンホールポンプ及び下水道機器の修繕工事等にかかる現場管理費経費でございます。

公債費の 2 億 3,097 万 3,421 円は、合併処理浄化槽設置事業町債及び、農業集落排水事業町債にかかる償還元金、償還利子でございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 9 号、平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 1 億 1,939 万 2,701 円、歳出総額 1 億 1,827 万 8,670 円、差引き額 111 万 4,031 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 83 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください

さい。

次に、決算書 53 ページ、まず歳入よりご説明をいたします。

使用料及び手数料は 625 万 9,450 円、財産収入は 9 万 1,405 円で、基金の利子でございます。

繰入金は 1,714 万 5,000 円、繰越金は 183 万 3,067 円、諸収入は 9,406 万 3,779 円で、主なものは天文台公園委託金とロッジ宿泊料などでございます。

次に、歳出でございますが、教育費は 1 億 1,727 万 265 円で、人件費とグループ用ロッジや天文台の運営費でございます。

諸支出金は 100 万 8,405 円で、基金費でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の提案を終わらせていただきます。

次に、認定第 10 号、平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

昨今の厳しい経済状況が続く中、笹ヶ丘荘の経営も厳しい状況となっておりますが、皆様に親しまれる施設として運営に努力をしております。

歳入総額、歳出総額とも 1 億 1,355 万 8,025 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 84 ページ、実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

次に、決算書 57 ページ、まず歳入よりご説明をいたします。

笹ヶ丘荘事業収入は 8,533 万 878 円、繰入金 2,808 万 7,654 円、諸収入 13 万 9,493 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費 1 億 1,355 万 8,025 円で、その主なものは、人件費、運営管理に伴う需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、及び施設改修に伴う工事請負費等でございます。

25 年度の施設の宿泊利用客数は、6,493 人、休憩 7 人、食事 2 万 241 人、入浴 4,092 人、会議 540 人、合計 3 万 1,373 人で、対前年比 4.1 パーセント、1,341 人の減となっております。

全体の利用者数は減少しているものの、少年サッカー等の合宿などにも継続して利用をしていただいております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 11 号、平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を申し上げます。

会計の決算額は、歳入歳出とも 2,365 万 4,323 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 85 ペーをご覧ください。

次に、決算書 61 ページ、まず歳入よりご説明をいたします。

診療収入は、1,222 万 9,864 円で、診療報酬等の収入でございます。

財産収入 260 円、歯科保健センターの運営基金預金利子でございます。

繰入金は、945 万 3,624 円で、一般会計からの繰入金であります。

諸収入は、197 万 575 円で、歯科保健事業などの受託料・指導料 138 万 2,500 円と、歯ブラシの売上料 58 万 8,075 円であります。

次に、歳出についての説明をいたします。

総務費は、2,104 万 4,740 円で、人件費のほか歯科保健センター管理費でございます。

医業費は、260 万 9,583 円で、医薬材料費、歯科技工委託料、医療廃棄物処理委託料などであります。

以上で、歯科保健特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 12 号、平成 25 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に

についての提案の説明をいたします。

決算額、歳入総額 802 万 1,641 円、歳出総額 727 万 4,387 円、差引き額 74 万 7,254 円となっております。

実質収支につきましては、決算書 86 ページをご覧くださいと思います。

次に、決算書 65 ページ、まず歳入より説明をいたします。

財産収入は 702 万 8,940 円、繰入金は 17 万 4,000 円、前年度からの繰越金 81 万 8,701 円となっております。

歳出につきましては、宅地造成費が 10 万 6,665 円で、内訳として、宅地造成総務費 7 万 1,945 円、基金積立金が 3 万 4,720 円でございます。

公債費は、716 万 7,722 円で、内訳として、元金償還金が 699 万 4,000 円、利子償還金が 17 万 3,722 円でございます。

長尾団地の 1 区画が売却できました。現在残っております分譲地の状況は、河川改修工事に伴う住居移転先用地として位置づけておりました長尾団地 1 区画と、さよひめ団地 1 区画、広山団地 2 区画の計 4 区画でございますが、引き続き宅地分譲を進めていきたいと考えております。

以上で、宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 13 号、平成 25 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 451 万 6,335 円歳出総額 6,000 円、差引き額 451 万 335 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 87 ページをご覧ください。

次に、決算書 69 ページ、まず歳入より説明をさせていただきます。

財産収入は 86 万 6,479 円、繰越金は 364 万 9,102 円、諸収入の町預金利子は 754 円となっております。

次に、歳出でございますが、71 ページ、歳出につきましては、総務費が 6,000 円でございます。

以上で、佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 14 号、平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明をいたします。

平成 25 年度の事業概要でございますが、水稻では、2 度にわたる長雨による倒伏やイモチが被害原因の大半を占め、獣害もあることから昨年度より被害が大きくなっており、麦も、湿潤害と獣害の被害が昨年より多く発生いたしております。

大豆は、湿潤害と獣害の被害が昨年と同程度発生しており、園芸施設も、小被害ではありましたが、突風で被害が発生しております。

家畜共済につきましては、一部農家で飼養環境の変化により死廃事故の増加がみられたものの、全般的には昨年と同程度の被害となっております。

事業別内訳につきましては、水稻共済 1,485 戸、719.8 ヘクタール。麦共済 13 戸、39.8 ヘクタール。家畜共済 26 戸、2,862 頭。畑作物共済 28 戸、98.1 ヘクタール。園芸施設共済 20 戸、55 棟の引受で総額 10 億 9,210 万 9,000 円の共済金額となっております。

また、共済被害につきましては、水稻共済 111 戸、被害面積 36.2 ヘクタール、共済金 502 万 7,000 円。麦共済 2 戸、共済金 48 万 6,000 円。家畜共済、死廃 198 頭、2,369 万 7,000 円。病傷 1,177 頭、1,214 万円。畑作物共済 11 戸、共済金 221 万 7,000 円。園芸施設共済 2 戸、共済金 4 万 3,000 円の被害で総額 4,361 万円の共済金を支払っております。

次に、決算額は、5 勘定合計で収入総額 1 億 50 万 4,297 円、支出総額 1 億 35 万 2,828

円、差引き額 15 万 1,469 円となっております。

まず収入より説明をさせていただきます。

共済事業収益合計は、1 億 50 万 4,297 円で、内訳といたしまして、事業収益合計が 9,236 万 2,874 円、事業外収益合計が 814 万 1,423 円となっております。

支出につきましては、共済事業費用合計は、1 億 35 万 2,828 円で、内訳として、事業費用合計が 9,819 万 4,427 円。事業外費用合計が 215 万 8,401 円となっております。

この結果、当期剰余金は、畑作物共済勘定で 11 万 6,714 円、園芸施設共済勘定では 3 万 4,755 円となりました。

本年度の剰余金の処分は、畑作物共済勘定の 11 万 6,714 円を法定積立金へ 5 万 8,357 円、特別積立金へ 5 万 8,357 円、園芸施設共済勘定の 3 万 4,755 円を法定積立金へ 1 万 7,378 円、特別積立金へ 1 万 7,377 円積立てる予定となっております。

以上、農業共済事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 15 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

まず、平成 25 年度の業務量でございますが、決算書 15 ページに記載しておりますとおり、年度末給水人口 4,388 人で前期より 123 人の減少、給水栓数は 1,776 栓で 41 栓の減となっております。

今期の配水量は、67 万 6,860 立方メートルで前期より 2 万 1,726 立方メートルの減、有収水量は、55 万 5,128 立方メートルで 1 万 2,226 立方メートルの減、有収率は 82 パーセントとなっており、その主な要因といたしましては給水人口の減、工事に伴う洗管及び漏水による無効水量と考えられます。

次に、決算書 1 ページをご覧ください。

財政状況についてのご説明をさせていただきます。

まず、収益的収入の第 1 款、水道事業収益は 1 億 3,397 万 1,386 円で、前年度に比べ 545 万 3,491 円の増収となっております。その主なものといたしましては、高料金対策繰出金、また、加入金でございます。

また、収益的支出では、第 1 款、水道事業費は 1 億 9,129 万 3,512 円で、前年度に比べまして 892 万 2,827 円の増額となっております。その主なものは、隔年実施による電気計装保守点検業務委託料でございます。

次に、3 ページ資本的収入では、第 1 款、資本的収入は、8,985 万 560 円で、その主なものは出資金、工事負担金でございます。

また、資本的支出では、第 1 款、資本的支出は、1 億 1,801 万 2,514 円で、その主なものは、河川改修に伴う大酒・久崎浄水場の井戸補償に係る認可変更設計委託料、水道管移設補償に係る設計委託料、それに伴う水道管支障移設工事及び企業債償還元金でございます。

次に、5 ページ損益計算書では、営業収益 1 億 374 万 5,426 円に対して、営業費用は 1 億 6,340 万 6,596 円で営業損失は 5,966 万 1,170 円となっており、一方、営業外収益は 2,495 万 9,612 円に対して、営業外費用は 2,225 万 680 円で営業外利益 270 万 8,932 円となっております。よって差引き経常損失は 5,695 万 2,238 円となり、その他特別損失 2,100 円を含めると、当年度の純損失は、5,695 万 4,338 円となっております。前年度繰越欠損金 5 億 2,144 万 5,871 円と合わせまして、5 億 7,840 万 209 円が当年度未処理欠損金となり、7 ページ欠損金処理計算書（案）で翌年度繰越欠損金として予定をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、7 ページからの剰余金計算書、貸借対照表、その他決算付属書類を添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。

以上で、佐用町水道事業会計決算の提案の説明とさせていただきます。

以上をもちまして、平成 25 年度の一般会計及び 14 の特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

それぞれ、十分にご審議いただきまして、ご認定を賜りますように、よろしく願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（石黒永剛君） 認定第 1 号ないし認定第 15 号の提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、認定第 1 号ないし認定第 15 号につきましては、決算認定に関する案件であります。この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、認定第 1 号ないし認定第 15 号につきましては、決算特別委員会を設置し、付託することに決定いたしました。

ここでお諮りします。お昼 12 時になりますが、次の日程第 32、決算監査報告をお受けしてお昼の休憩にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。

日程第 32. 決算監査報告について

議長（石黒永剛君） 続いて、それでは日程第 32 に入ります。

決算監査報告についてであります。

提案されました認定第 1 号ないし認定第 15 号につきましては、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員より監査報告を受けます。

代表監査委員、樫本忠美君。

〔代表監査委員 樫本忠美君 登壇〕

代表監査委員（樫本忠美君） 監査委員の樫本でございます。

決算監査の報告にあたり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、町振興発展のため、日々、ご尽力をいただいておりますこと、本席より厚くお礼を申し上げます。

また、職員の方々には、厳しい行財政の中、住民福祉の向上と、災害に強いまちづくりのために、それぞれの分野で献身的に取り組まれておりますこと、深く感謝を申し上げます。

さて、平成 25 年度決算監査であります。一般会計及び特別会計は、平成 26 年 8 月 4 日、5 日、6 日、7 日の 4 日間、また、公営企業会計は 6 月 27 日に監査を実施いたしましたので、監査委員を代表して、審査結果を報告いたします。

審査にあたっては、各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収

支に関する調書、財産に関する調書、主要な施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続により実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された各関係書類は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合して、計数的に正確であると認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合して、計数的に正確であることを認めました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書のとおりですが、指摘事項を審査のまとめとして 23 ページから 24 ページに記載しておりますので、ご報告をさせていただきます。

まず、第 1 点は、効果的な事業執行についてであります。

社会経済環境の急激な変化に伴い、住民ニーズも多種多様化し、それに応えるため各種事業が展開されているところでありますが、さらなる経常経費削減の観点から、既存事業につきましては、事業効果を十分検証し、必要に応じて再編や統廃合等による事業の合理化を進め、新規事業につきましては、費用対効果や将来の負担を試算した上で、優先順位を定め、事業の効率的・効果的な執行に努められたい。また、各課にわたる類似事業は体系的に整理し、国県補助メニューのように独立した事業は各課が情報を共有し、いずれの課においても、地域住民に適切な情報提供がなされるように体制を整えられたい。

2 点目は、未収債権の管理及び回収についてであります。

町税等の債権を確実に回収することは、納付の公平性はもとより、自主財源の確保を図る観点から町の重要な任務であります。本町では、関係課による徴収対策会議が設けられ、滞納者の情報提供や回収方法について対策が講じられているところですが、昨今の雇用情勢の悪化から、非正規職員が増加し、社会保険から国保への異動等で新たな滞納者の発生も懸念されています。個々の実情も考慮しながら応能負担を見極め、より一層の債権回収に努められたい。

3 点目は、指定管理者制度の適正な管理についてであります。

指定管理者制度は、管理者が民間の手法を用いて弾力性や柔軟性のある施設運営を行うことで、利用者の利便性及びサービスの向上につなげることで、施設管理費及び職員数の削減など自治体の負担を軽減させることが目的となっております。

本町においても、多くの施設を指定管理者制度で委託をしておりますが、管理者によって運営にバラつきが見受けられます。施設によっては、要した経費すべてを指定管理料として支出したり、収益事業にもかかわらず、管理者としての経営努力不足を感じさせる例もあります。これでは、名目上の指定管理であって本来の目的が期待できないばかりか、自治体の負担増につながりかねません。指定管理者に対しては、定期的に運営状況や財務状況の報告を求めて、適切な指導を行うとともに、運営会議等協議の機会を設けて、施設本来のあり方も検証されたい。

4 点目は、学校・保育園跡地の利活用についてであります。

学校・保育園規模適正化に伴う跡地活用は、地域活性化の起爆剤となる有効な活用が望まれます。行政と地域が十分な協議を踏まえて、将来に禍根を残さないよう取り組まれたい。

5 点目は、公共施設の適正管理についてであります。

合併以降、公共施設の管理・運営については、老朽化による維持管理費の増大、類似施設の整理など課題を抱えています。また、庁舎増築に伴い、平成 27 年度から、全課が本

庁へ集約されることで、さらに空き施設が増えてまいります。施設利用者の利用促進を図ることは言うまでもありませんが、費用対効果を念頭におき、施設の統合・廃止・事業委託など、施設活用の方方向性を明確にされたい。

最後に、6点目は、魅力あるまちづくりについてであります。

今後さらに、町税等収入の確保が困難になる一方、平成28年度からは、段階的に普通交付税が縮減されるなど、より一層厳しい財政運営が予想されます。そうした中、上月地区太陽光発電研修施設をはじめ、中山の大規模なソーラー発電事業に着手するなど、貴重な自主財源確保に努めていることを評価したいと思います。今後も、歳出歳入それぞれに創意工夫をこらして、人口減少の危機の中にあっても発想を転換し、強靱な財政基盤の確立とともに、魅力あるまちづくりに努められたいと考えます。

以上をもちまして、決算審査の意見とさせていただきます。終わります。

議長（石黒永剛君） 代表監査委員の決算監査報告は、終わりました。

ここでお諮りします。昼食等のため午後1時15分まで休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

午後00時10分 休憩

午後01時15分 再開

議長（石黒永剛君） それでは、休憩を解き会議を再開します。

日程第33. 同意第3号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第34. 同意第4号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第35. 同意第5号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第36. 同意第6号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（石黒永剛君） 続いて、日程第33に入りますが、日程33ないし日程36については一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

同意第3号、同意第4号、同意第5号、同意第6号の佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました同意第 3 号から同意第 6 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会委員の任期が、本年の 12 月 1 日をもって満了となるため、同意第 3 号につきましては、新たに、佐用町横坂 57 番地、大橋正毅さんを。同意第 4 号につきましては、新たに、佐用町上月 631 番地、谷本正英さんを。同意第 5 号につきましては、引き続きまして、佐用町漆野 914 番地、春名 満さんを。同意第 6 号につきましては、引き続きまして、佐用町三日月 1119 番地 10 の春國靖夫さんを固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第 423 条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、平成 26 年 12 月 2 日から平成 29 年 12 月 1 日までの 3 年間でございます。

ご同意いただきますようお願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。

この際、お諮ります。

本案 4 件につきましては、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第 3 号から順次、採決を行いますのでよろしく願いいたします。

なお、この採決は、挙手によって行ないます。

まず同意第 3 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手、願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって同意第 3 号は、原案のとおり同意されました。

続いて同意第 4 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって同意第 4 号は、原案のとおり同意されました。

続いて同意第 5 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって同意第 5 号は、原案のとおり同意されました。

続いて同意第 6 号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって同意第 6 号は、原案のとおり同意されました。

日程第 37. 請願第 2 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 37 に入ります。請願についてであります。

今期定例会に請願 2 件を受理しております。

請願第 2 号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための 2015 年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件は、会議規則第 87 条の規定により委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第 2 号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。9 番、山本幹雄君。

〔9 番 山本幹雄君 登壇〕

9 番（山本幹雄君） 9 番議席の山本です。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求めるための 2015 年度政府予算に係わる意見書（案）の要請に関する件で、請願趣旨としまして、35 人以下学級について、小学校 1 年生、2 年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1 クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要であります。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による 30 人から 35 人

以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障する必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人から30人を挙げています。国民も30人以下学級を望んでいることは明かです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2015年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

記としまして、1番、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

慎重審議の上、皆さんよろしく願いいたします。

議長（石黒永剛君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。まず、原案に対し反対討論の方、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより請願第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

この請願第2号について、採択することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって請願第2号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する件は、採択することに決定しました。

〔山本君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、山本君。

9 番（山本幹雄君） 動議を提出します。

先ほど請願が採択されましたので、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書案を、本日の日程に追加されることをお願いします。

議長（石黒永剛君） ただ今、山本幹雄君から、意見書案を、日程に追加して議題とすることの動議が提出されました。

賛成者、ありますか。

〔賛成者あり〕

議長（石黒永剛君） この動議は、1 人以上の賛成者がありますので、成立しました。
ここで、しばらく休憩いたします。

午後 0 1 時 2 7 分 休憩

午後 0 1 時 2 9 分 再開

議長（石黒永剛君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

山本幹雄君から、お手元に配付いたしましたとおり、意見書案が文書で提出されました。

お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。

よって日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1．発議第 4 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書（案）

議長（石黒永剛君） それでは追加日程第 1、発議第 4 号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書（案）を議題とします。

この際、お諮りします。本件は請願第 2 号の採択にともなう意見書の提出でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

これより発議第 4 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 4 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員と認めます。よって発議第4号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第38. 請願第3号 消費税増税中止を求める請願

議長（石黒永剛君） 続いて日程第38に入ります。

請願第3号、消費税増税中止を求める請願は、会議規則第87条の規定により委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。

それでは、請願第3号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。13番、平岡きぬゑ君。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 失礼します。

消費税増税中止を求める請願の提案説明を行います。

消費税増税中止を求める請願者は、安岡美吉氏ほか284人です。なお、本日、93筆の追加も議長に提出したところです。

請願趣旨を朗読し、提案理由の説明とします。

今、国民の所得はのびず、社会保障の負担増がのしかかっています。物価や原材料費が高くなり、くらしと営業を圧迫しています。このもとで、4月1日からの消費税8パーセントの増税によって、消費が冷え込み、景気が急速に悪化することは必至です。

さらに、安倍内閣は、多数の国民の反対にもかかわらず、来年10月から消費税を10パーセントに引き上げることを年内にも決定しようとしています。

消費税増税の口実は、すべて崩壊しています。「社会保障のため」と言いながら、給付削減と負担増は目白押しです。「財政再建のため」といいながら、大型公共事業や軍事費の規模を膨らませ、財政再建のめどは示されていません。

消費税を増税しなくても、所得や資産に応じて負担する応能負担の原則にたった税制改革と賃上げをはじめ国民の所得を増やす政策で税収を増やせば、社会保障拡充の財源は十分確保できます。財政再建の道も切り開かれます。

以上の趣旨に立って、議員各位に請願事項、消費税増税の中止を求める請願を採択していただき、政府に意見書を提出していただくことをお願いして、提案説明といたします。

よろしくお願いいたします。

議長（石黒永剛君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、西岡 正君。

12 番（西岡 正君） 消費税中止を求める請願について反対の立場で討論いたします。

先ほども町長のほうから、決算の内容報告がありましたが、平成 25 年度の消費税交付金、これが 1 億 7,259 万円入っております。消費税を反対するということは、当然、このお金をもらうことも反対ということに、私は、なるんじゃないかと思って、させていただくわけでありすけども、国は、請願の内容にもありますように、4 月の 1 日より消費税 8 パーセントになりました。

さらに安倍内閣は、来年 10 月から高齢化とか少子化が進む中で社会保障の財源として 2 パーセントアップするとのことでありす。

国においては、来年度予算、これはテレビでも報道されておりますが、100 兆円を超えるということでありす。借金大国日本と言われる中においてですね、50 パーセント近くの財源が足りない。そんな中で赤字国債を発行しておるような現状があります。

私は、まず国政は国政でやられるということが頭の中にありますけれども、そんな中で、住民の負担は少ないほうがいい。これは、どこでも言えることでありまして、私たちの町でも一緒です。

例えば、国保税が安いほうがいい。介護保険料は安いほうがいい。水道料金も下水料金も、もっと下げたらどうや。

これは、本当は安いほうがいいっていうのは、これは、私は決して、反対ではありませんけれども、国においても、それぞれの町、自治体においても、やはりその中で住民サービスをしていく上においては、それなりの財源を求めていく。これは、当然であります。

そんな中で、国民が安心して暮らせるという形の中において、認めざるを得ないのではないかということに思っております。よって、反対の討論といたします。

議長（石黒永剛君） はい、賛成の討論からありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

〔「違うがな」と呼ぶ者あり〕

〔平岡君「何がおかしいん」と呼ぶ〕

〔「それは、おかしいがな」と呼ぶ者あり〕

〔平岡君「そうですか」と呼ぶ〕

議長（石黒永剛君） ありますか。金谷議員。

ないようですので、これで本案について、討論を終結します。

これより請願第 3 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

この請願第3号について、採択することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、少数です。よって請願第3号、消費税増税中止を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

日程第39. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第39、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。平成25年度佐用町一般会計、12特別会計及び2事業会計決算の審査のため、全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定されました。

日程第40. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第40に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定しておりますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。

佐用町議会決算特別委員会委員長、平岡きぬゑ君。副委員長、加古原瑞樹君。

以上の両君が、決算特別委員会委員長及び副委員長に選任されました。

日程第41. 委員会付託について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第41に入ります。

日程第41は、委員会付託についてであります。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩いたします。

午後01時33分 休憩

午後01時37分 再開

議長（石黒永剛君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

議長（石黒永剛君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため明日９月９日から１７日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） 異議なしと認めます。よってそのように決します。
次の本会議は、９月１８日午前９時３０分より再開し、一般会計及び各特別会計補正予算案の審議を行いますので、ご承知くださいますようお願いいたします。
それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後０１時４０分 散会
